

# 中小企業向け国際財務報告基準 (IFRS for SMEs) に関する一考察

## —クロスレファレンスをめぐる問題—

櫛部 幸子

関西学院大学大学院

### 要 旨

2009年7月、IASBよりIFRS for SMEsが公表された。IFRS for SMEsは、full IFRSから約85パーセントの削減がなされており、概念フレームワークは、full IFRSとほぼ同じである。

公開草案段階では、full IFRSとのクロスレファレンスを認める会計処理が若干あったが、完成段階ではこれを削除し、自己完結できる基準となっている。IASBは、当初クロスレファレンスを行う基準としてIFRS for SMEsを策定しようとしていたが、公開草案コメントレーター等の厳しい反対意見を受け削除せざるをえなくなったのである。

IASBは、2001年に「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」を新定款事項としている。IASBは、この新定款事項と矛盾することなく、IFRS for SMEsとfull IFRSをシングルセットのスタンダードにするため、概念フレームワークを同一のものとし、クロスレファレンスを行おうとしていたものと考えられる。

2010年3月に出されたフランス経済産業雇用省における「Demarigny 報告書」では、Euronext Parisに上場しているSMEをも含む上場SMEに対し、IFRS for SMEsの適用可能性を見出している。しかし、これはIASBの意図とは大きく異なり、さらにEUにとっても深刻な問題を生じることとなると考えられる。

今回のクロスレファレンスのようにIASBの戦略的意向が否定され、フランスの提案のようにIASBが意図せざる方向へIFRS for SMEsが向かった場合において、自己矛盾を生じさせることなく、このIFRS for SMEsをいかに世界各国に適用させるかがIASBの今後の課題であると考えられる。

## I 序論

2009年7月、IFRS for SMEs (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities, 以下IFRS for SMEsとする。)がIASB (International Accounting Standards Board, 以下IASBとする。)より公表された。これは、2003年における審議の開始からおよそ6年の歳月を経て公表されたものである。このIFRS for SMEsは、様々な策定段階を経て、しっかりとしたデュープロセスを踏まえ、公表されたものである。

IFRS for SMEsは、35章・約230ページからなるものであり、full IFRSから約85パーセント削減されている。また、主な特徴として、資産・負債、費用・収益における認識・測定の簡素化が行われ、さらに、SMEに関連しない項目が除外されている。

公開草案の段階では、full IFRSとのクロスレファレンス(我が国においては、相互参照と訳されている場合が多い。以下クロスレファレンスとする。)が認められていたが、IFRS for SMEs完成段階ではこれを削除し、IFRS for SMEs内だけで、自己完結できる基準として公表されている。

このような公開草案からの変化は、討議資料のコメントレーターや、公開草案公表後のコメントレーター及びフィールドテスト等の結果を反映し、SMEの負担を軽減すべく行なわれたものであると考えられる。

我が国において、河崎照行 [2008]、平賀正剛 [2008]、小津稚加子 [2009]、国際会計研究学会 [2011] 等、数々の先行研究がなされている。

そこで、本稿においても、まずIFRS for

SMEsの策定経緯を述べ、IFRS for SMEsの策定目的、対象会社、会計処理と特徴を明らかにする。次に、その特徴の一つであるクロスレファレンスが最終的に削除されるに至った経緯を明らかにする。さらに、各国のIFRS for SMEsの適用状況及び適用可能性を述べ、特徴的な適用方法を提案しているフランスの「Demarigny 報告書」をとりあげる。このフランスの提案における問題点を指摘し、この問題点に関連したIASBの今後の課題を述べる。

なお、本稿においては、中小企業向けIFRSをIFRS for SMEsとよび、完全版IFRSをfull IFRS、中小企業をSMEと称することとする。

## II IFRS for SMEsの策定経緯と具体的内容

IFRS for SMEsの策定経緯と具体的内容は、IASBが2007年12月に最終改定を行い「プロジェクトの全体概要」(Full Project Summary<sup>1)</sup>)として公表した文書中の「プロジェクトの経緯」(Project History)と「IFRS for SMEsファクト・シート」(IFRS for SMEs Fact Sheet)において詳細に記されている<sup>2)</sup>。

### 1. IFRS for SMEs 策定プロジェクトの経緯

IASC (International Accounting Standards Committee, 以下IASCとする。)基本方針においてIFRS for SMEs策定プロジェクトが推し進められ、2003年7月IASBにおいてIFRS for SMEs策定の審議が始められた。その後、2004年6月に討議資料が公表され、2004年9月24日を締切日として、

討議資料に対するコメントの受付が行われた。2005年4月に、IFRS for SMEs の特徴的な点の一つである資産・負債、費用・収益における認識・測定の簡素化を行なうべく、中小企業会計における認識・測定の改良可能性に対する質問調査（認識と測定についてのスタッフアンケート）が行われ、2007年2月に英語による公開草案が公表された。後に、2007年4月にスペイン語、2007年5月にフランス語、2007年6月にドイツ語、2007年9月にポーランド語、ルーマニア語での公開草案の公表が行われた。英語以外の言語で公開草案が公表されたのは、IFRS for SMEs が初めてのこととなる。

この公開草案に対するコメントの受付が2007年11月30日を締切日として行われ、さらに、2007年6月IASBのウェブサイトにおいて、英語・スペイン語・フランス語による公開草案のフィールドテストが行われた。

最終的に2009年7月に、IFRS for SMEs が公表された。

## 2. IFRS for SMEs の概念フレームワーク

full IFRS の概念フレームワーク<sup>3</sup>は、公正価値測定を前提としているが、IFRS for SMEs では、認識・測定の簡素化が行なわれ公正価値測定が困難な場合、取得原価による測定も認められる会計処理がある。しかし、IFRS for SMEs の概念フレームワークの「財務諸表の質的特性」において、full IFRS のように基本的特性と副次的特性の区別・制約条件の識別がない、full IFRS のように継続企業の公準が述べられていないなど、両者の概念フレームワークにおいて多少の違いはあるものの、ほぼ同じである。

## 3. 認識及び測定において簡素化・除外された項目

IFRS for SMEs Fact Sheet において、IFRS for SMEs には、full IFRS における認識・測定原則に対し、簡素化された主な項目があるとし、各項目をあげている。IFRS for SMEs における簡素化・除外項目の例をまとめると以下の表1になる。

表1 IFRS for SMEs における簡素化・除外項目

| 認識と測定における簡素化項目  |
|---|
| ・金融商品の分類を2種類とし、売却可能金融資産と満期保有投資が不採用となった。(full IFRS IAS39号においては、公正価値の変動が損益として認識される金融資産・満期保有投資・貸付金及び債券・売却可能金融資産の4種類である。2013年現在においては、IFRS9における2分類が検討されている。) |
| ・ヘッジ会計におけるポートフォリオヘッジは除外されている。(full IFRS においては、ポートフォリオヘッジを含んでいる。)  |
| ・のれんは償却し、通常、耐用年数における償却を行なうが、もし、明確に耐用年数がわからない場合は10年とする。(full IFRS IFRS3号においては、のれんの償却を行わず、減損会計を適用する。)   |
| ・関連会社に対する投資において、原価法・公正価値法・持分法による方法が認められている。(full IFRS においては、持分法が強制されている。)   |
| ・研究開発費は、費用として認識することが強制されている。(full IFRS においては、特定の要件を満たせば資産化される。)   |
| ・借入費用は、費用として認識することが強制されている。(full IFRS においては、適格資産の取得・建設または製造を直接の発生原因とする借り入れコストは資産計上する。)  |

- ・有形固定資産の残存価格・耐用年数・償却方法は、最終報告日から変更を示す兆候があった場合にのみ、再検討を必要とする。(full IFRS においては、每期見直しを要請している。)
- ・従業員給付における保険数理差損益は、一括償却アプローチがとられ、直ちに損益計算書か包括利益計算書に認識される。(full IFRS においては、遅延認識である回廊アプローチ・規則的償却アプローチと即時認識である一括償却アプローチが認められている。しかし、2013年現在、遅延認識は廃止され、2013年1月1日以降開始する事業年度から改定基準を適用することが求められている。)
- ・確定給付制度において、過大なコストまたは労力なしに情報が得られる場合のみ、予測単位積増方式が適用され、給付債務や関連費用が測定される。(full IFRS においては、予測単位積増方式が強制されている。)
- ・生物資産において、過大なコストまたは労力なしに公正価値が決定される場合のみ、公正価値モデルを適用する。そうでない場合、SME は、原価モデルを適用するものとする。(full IFRS においては、信頼性を持って測定できない場合を除いて公正価値モデルを強制している。)

#### 除外項目

- ・一株当たり利益
- ・中間財務報告
- ・セグメント報告

(出所 IFRS for SMEs Fact Sheet, About the IFRS for SMEs, IFRS for SMEs2009, IFRS2009, IFRS2012 より筆者作成。)

## 4. IFRS for SMEs の対象となる会社

IFRS for SMEs の対象となる会社は、以下のように規定されている。

「公的説明責任を有さず、かつ外部利用者に一般目的財務諸表を公表する企業」(Section 1.2)。ここでの外部の財務諸表利用とは、事業経営に関与していない事業主、現在及び潜在的な債権者、格付け機関等である。

さらに IFRS for SMEs では、「公的責任を有する」ということを以下のように規定している。「企業の負債金融商品または持分金融商品が公的な市場で取引される」または、「公開市場での当該金融商品の発行の過程にある場合」(Section 1.3)。公的に取り引きされるとは、公的な市場で販売目的のために、証券委員会やその他の規制組織に登録されていることであり<sup>4</sup>、これに当てはまる企業とは上場している企業であると解される。

つまり、IFRS for SMEs は、対象となる

会社を量的な基準、資本金の額・従業員数などではなく、質的基準、公的責任を有するかどうかということにより対象企業を規定している。

公的説明責任を有する企業が IFRS for SMEs を利用し、たとえ、この IFRS for SMEs の利用を国が法的に承認・要求していたとしても、IFRS for SMEs に準拠した財務諸表とはいえないとし (Section 1.5)、IASB はあくまでも対象が非上場の SME であると強調している。

## 5. IFRS for SMEs の策定目的

プレスリリースにおいて明確に述べられているが、IFRS for SMEs の策定目的は、「SME の財務諸表利用者のために比較可能性を高めること」、「SME の財務諸表の全体的な信頼性を高めること」、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること」である<sup>5</sup>。

SME の計算書類は、公的な資本市場での投資家のニーズがなく、短期の現金フロー、支払い能力を表示することが求められている。これに対し、full IFRS は、公的な資本市場における投資家のニーズを満たすよう作られ、表示すべき内容は広範囲にわたる項目を含んでいるため SME にとっては負担が大きいものとなる。そこで、この負担を軽減すべく IFRS for SMEs が策定されたものである<sup>6</sup>。

さらに、ヨーロッパでは、2000 万以上の企業があり、そのうち SME（中程度の規模の企業）が 500 万以上あるといわれている。ヨーロッパ諸国には、自国の SME 基準があり、アジア諸国においても同様である。IASB は、そのような現状に対し、各国が自国の SME 基準を持っていることが問題であると指摘している<sup>7</sup>。

SME 経営のグローバル化、SME の取引先・利害関係者のグローバル化に伴い、世界的に SME の財務諸表の比較可能性を確保する必要性が生じたことも、IFRS for SMEs が策定された要因の一つであると考えられる。

### III クロスレファレンス削除の経緯

公開草案段階までは、IFRS for SMEs においてクロスレファレンスが記載されていた。このクロスレファレンスとは、SME に IFRS for SMEs 等、SME 向けの会計基準で解決しない取引事象が生じた場合、full IFRS 等、大企業向けの会計基準を参照して解決するというものである。これが、公開草案段階までは IFRS for SMEs の特徴的な点の一つであった。しかし、IFRS for SMEs 完成段階において削除されている。なぜ、このクロスレファレンスが削除されていったのであろうか。ク

ロスレファレンスが削除される経緯を追い、その理由を明らかにする。

#### 1. クロスレファレンスの審議経緯とその結果

クロスレファレンスを行なうべきかどうか、各策定段階において審議が行なわれている。

##### (1) 討議資料における審議とその後の仮決定

2004 年 6 月に、IASB は討議資料を出している<sup>8</sup>。これは、44 頁に及び、質問、代替案、予備的見解が記されている。この討議資料では、IFRS for SMEs の目的を何にするべきか、IFRS for SMEs はどのような企業を対象としているのかなど計 9 点の論点について質問がなされている。ここでの論点 4 において、「IFRS for SMEs が企業の直面する特定の会計上の認識・測定の問題を扱っていない場合、どのように、企業は問題を解決しなければならないのか。」とクロスレファレンスを行なうべきかが問われている<sup>9</sup>。

さらに討議資料ではこのクロスレファレンスに関し、2つのアプローチを提案している。

- ・アプローチ①・・・IFRS for SMEs で記載されている項目は、IFRS for SMEs で解決し、記されていない項目は full IFRS で解決する。

- ・アプローチ②・・・full IFRS を、判断を行なう際のガイダンスとして利用する（あくまでも IFRS for SMEs 内で解決する）。

アプローチ①は、アプローチ②よりも概念フレームワークからなる会計方針をよりフォローするものであると主張され、アプローチ②は、アプローチ①よりも SME の負担を軽減するものであると主張される。

この討議資料に対し 121 通のコメントレ

ターがよせられた<sup>10</sup>。コメンテーターの構成は、機関別では、会計基準設定機関・国家機関約 52%、公認会計士協会約 25%、監査法人約 8%、大学・学会関係約 5%、企業・銀行約 1%、その他・不明約 9%であり、国別では、イギリス 19 件、ドイツ 11 件、オーストラリア 9 件、ベルギー 4 件、ニュージーランド 4 件、スウェーデン 3 件、イタリア 3 件、南アフリカ 3 件（日本 2 件、以下省略）となっている。コメンテーターの割合は、ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 6 割以上を占め、先進国の占める割合が、非常に高い。一方、南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の約 1 割と非常に少ない。先進国を中心にこのコメントレーターが寄せられたことがわかる。コメントレターの分析を行ったところ、クロスレファレンスに同意しているのは 73 コメント、クロスレファレンスに反対しているのは 26 コメント、回答をしない、明言をしないのが 21 コメント、白紙回答が 1 コメントであることが明らかとなった。この時点ではクロスレファレンスを認めるコメントが多く見られる。

その後、この討議資料のコメントレターを踏まえる形で、IFRS for SMEs プロジェクト推進のための仮決定が行われ、公開草案が公表された。仮決定、公開草案ともに、クロスレファレンスを認める方針を打ち出した。

## (2) 公開草案コメントレーターにおける審議

IASB は、公開草案を「最小限の項目においてクロスレファレンスを行なう Stand-alone document である」という微妙な英語の表現を用いて公表している。しかし実際は full IFRS とのクロスレファレンスを行っており、独立した文書とはいえないものである。

IASB は、この公開草案に対しコメントレーターを募集し、162 通のコメントレーターを受け取った<sup>11</sup>。

コメンテーターの構成は、機関別では、会計基準設定機関・国家機関約 49%、公認会計士協会関係約 18%、大学・学会関係約 12%、監査法人約 5%、その他・不明 16%であり、国別では、イギリス 18 件、ドイツ 15 件、フランス 8 件、イタリア 8 件、南アフリカ 6 件、オーストラリア 6 件、アメリカ 5 件、カナダ 4 件、オーストリア 4 件（以下省略、ただし日本は 1 件。）である。コメンテーターの割合は、ヨーロッパ・オセアニア・アメリカ等が全体の 5 割以上を占め、一方、南アフリカ・アジアにおける新興経済国・発展途上国と呼ばれる国々は、全体の 2 割弱となっている。ここでも、先進国を中心にコメントレーターが寄せられている。

コメントレターの結果を分析したところ、クロスレファレンスについてコメンテーターの約 45%は独立型の基準を要請し、すべてのクロスレファレンスを削除するべきであるとの意見が多数であることが明らかとなった。これに対しコメンテーターの約 24%はクロスレファレンスを続けることとし、賛成の意見を出してはいるが、賛成意見の大半はクロスレファレンス項目を最小限にすることを求めているものであった。反対派からは、最小限のクロスレファレンスを行っているのにもかかわらず独立型文書という表現はおかしい、IFRS for SMEs を適用するための教育を行なう際に困難を伴う、クロスレファレンスを行なうよりもしっかりとした SME の定義を行い、簡素化した基準を確立させることが重要との手厳しい意見が多数寄せられていた。

### （3）公開草案フィールドテストにおける 審議

公開草案に対するフィールドテストが、20カ国、116企業により行われた<sup>12</sup>。参加した国々は、アルゼンチン・イタリア・南アフリカ・オーストラリア・ケニア・韓国・バルバドス・マラウィ・タンザニア・デンマーク・マレーシア・チュニジア・フランス・オランダ・イギリス・ドイツ・ナイジェリア・米国・インド・ポーランドであり、フィールドテスト実施会社の約70%が50人以下のフルタイム従業員を雇用しており（うち10人以下のフルタイム従業員を雇用するフィールドテスト実施会社は、約35%）、すべてのフィールドテスト実施会社のフルタイム従業員平均数、約56人であった。さらに、フィールドテスト実施会社の約60%が年間売上高約500万米ドル以下であり（うち年間売上高が100万米ドル以下のフィールドテスト実施会社が約35%）、すべてのフィールドテスト実施会社の平均年間売上高は170万米ドルであった。

公開草案フィールドテストのプレスリリースにおいて、デイビッド・トゥウィディー氏（当時のIASB議長）は「フィールドテストは、新興経済国と発展途上国における小規模の会社・組織における潜在的な取引に重点を置いて、集中的に行なうこと」としている<sup>13</sup>。討議資料・公開草案のコメントレターは、先進国中心にコメントが寄せられたが、この公開草案のフィールドテストは新興経済国・発展途上国を中心に行なわれ、IASBは発展途上国・新興経済国をも視野に入れた基準策定を行おうとしていることがうかがえる。

フィールドテストの結果、クロスレファレンスについてフィールドテスト実施会社の約73%が、IFRS for SMEs内で完結すべきで

あるとし、すべてのクロスレファレンスを削除する必要があるとしている。

### （4）IFRS for SMEs 完成段階における クロスレファレンスの削除

IFRS for SMEs 完成段階では、公開草案におけるコメントレター、フィールドテストの結果をふまへ審議が行なわれた結果、クロスレファレンスが削除された形で公表されている。

そもそもIFRS for SMEs 策定の前提として、SMEがfull IFRSを適用する際のSMEの負担を軽減し、SMEがIFRS for SMEsを適用しやすくすることがあげられている。しかしIFRS for SMEsにおいて、クロスレファレンスを認め、SMEがクロスレファレンスを行なうことを強いられるとなれば、いつまでもこの負担は軽減されない。つまりそもそも策定の前提から外れているものである。よって、削除されたのは当然であると考えられる。

なぜ最初からクロスレファレンスを削除した基準策定が行われなかったのか、疑問が生じるところである。

## IV 各国のSME向け会計基準 適用の現状

1. 南アフリカ・アメリカ・日本の動向  
IFRS for SMEsを世界で始めて採用したのは南アフリカである。南アフリカは、IFRS for SMEsが完成するとすぐに、IFRS for SMEsをそのまま（修正せずに）自国のSME向け会計基準として採用し、基準書として公表した<sup>14</sup>。かくして、南アフリカは世界最初のIFRS for SMEs採用国となったのである。

full IFRSの強制適用を強いられ、苦しん

でいた南アフリカの SME にとって、IFRS for SMEs はすんなりと受け入れられたようである。

IFRS for SMEs 策定目的の 3 つのうち、「国内ベースの基準の維持に伴う相当のコストを削減すること」という目的が重視され、現在、新興経済国・発展途上国に積極的に適用されている。

アメリカにおいては、2006 年、非公開企業財務報告委員会 PCFRC (Private Company Financial Reporting Committee) を設置し、この委員会は 2011 年 1 月 26 日、FASB (Financial Accounting Standards Board) の親組織である FAF (Financial Accounting Foundation, 以下 FAF とする。) に Blue Ribbon Panel という SME 向け会計基準の提案書を提出している<sup>15</sup>。

その後、2011 年 3 月に発足したワーキンググループは、Blue Ribbon Panel を支持している。2011 年 10 月 4 日には、FAF の評議委員が「非公開企業会計基準改善会議を設置する計画」を公表し、非公開企業会計基準改善議会 (Private Company Standards Improvement Council) を設置するかどうかコメント募集している<sup>16</sup>。コメント締め切りは、2012 年 1 月 14 日であった<sup>17</sup>。

アメリカは、IFRS for SMEs の公開を受け緊急に非公開企業向けの会計基準を策定しようとしている。それは、自国の SME 向けの会計基準が無ければ、IFRS for SMEs を受け入れざるをえなくなるとの考えが根底にあるものと推定される。

現状ではアメリカでの、IFRS for SMEs の適用可能性は低いと考えられる。またアメリカには、上場している SME に対し SEC (Securities and Exchange Commission) により策定された会計基準がすでに存在してい

る<sup>18</sup>。

日本においては、国内の SME 向け会計基準として、「中小企業の会計に関する指針、(以下中小指針とする。)」が策定され、毎年改訂を繰り返している。

さらに、2012 年 2 月 1 日、中小企業庁・金融庁より「中小企業の会計に関する基本要領 (以下、中小会計要領とする。)」が公表されている<sup>19</sup>。この「中小会計要領」は、企業会計原則と会社法会計を基本に、税法との調和をはかり<sup>20</sup>、かつ中小企業会計実務を反映し、経営者の経営意思決定に役立つという管理目的を兼ね備えた基準である。この「中小会計要領」は、full IFRS の影響を排除したボトムアップアプローチ型の会計基準である<sup>21</sup>。上場企業に対する full IFRS のアドプションが見送られ、SME に対しても full IFRS の影響を排除した基準が策定された我が国において、IFRS for SMEs の適用は、現在の状況を鑑みれば大変困難であると予想される。

## 2. EU の動向

EU (European Union, 以下 EU とする。) は、2009 年 11 月、IFRS for SMEs を EU に導入すべきかどうかを検討している。欧州財務報告アドバイザーグループは、EU 会計指令との互換性や、EU 各国の利益に反しないかを検討し、互換性が無いと判断している<sup>22</sup>。

さらに、2009 年 11 月、アンケート調査を実施し、2010 年 3 月を期限としたコメント受付を行なった<sup>23</sup>。

ドイツ・フランス・イタリア・オーストリア・ベルギー・スロバキアは、コメント提出者の過半数が IFRS for SMEs の導入に反対した。反対の理由として、「IFRS for SMEs

は SME にとってあまりにも複雑すぎる」、  
「国内でのみ活動する企業にはベネフィット  
がない」との意見が述べられている<sup>24</sup>。

このように、EU では反対の意見が多いが、  
IFRS for SMEs の導入に対して積極的な姿  
勢を見せているイギリスと消極的な態度をと  
るフランスとの 2 カ国をとりあげ、以下に  
おいて紹介する。

#### (1) イギリス

EU のなかでも、イギリスは IFRS for SMEs  
適用に対し柔軟な姿勢をとっている。2009  
年 8 月にイギリスは非上場企業の一部に対  
し IFRS for SMEs を適用する提案書を提出  
した<sup>25</sup>。現在、イギリスでは、新たな基準が  
考えられ、2012 年 1 月 30 日に 3 つの独立し  
た草案 FRS100、草案 FRS101、草案 FRS102  
が公表された<sup>26</sup>。草案 FRS102 は、IFRS for  
SMEs を基本とし、IFRS for SMEs にない  
会計基準を追加、調整、変更等を行い、策定  
されたものである。イギリスでは、草案  
FRS102 を適用する形で IFRS for SMEs を  
導入しようと考えられている。

#### (2) フランス

フランスでは、NYSE Euronext が運営す  
る 3 つの市場があり、規制市場である Euro-

next Paris、非規制市場である Alternext と  
Marche Libre がある。

フランスの会計基準庁は、基本的に IFRS  
for SMEs の導入に反対の意見を表明してい  
る<sup>28</sup>。反対の理由として、SME にとって、  
IFRS for SMEs は複雑であり、負担が増え  
ることをあげている。さらにその負担に見合  
うだけのベネフィットが無いことを主張して  
いる<sup>29</sup>。

しかし、2010 年 3 月に出されたフランス  
経済産業雇用省における「Demarigny 報告  
書」のなかで、IFRS for SMEs の適用対象  
となる SME を SMILEs とし、SMILEs を  
「時価総額 1 億€以下の企業」とすべきであ  
ると提案している<sup>30</sup>。もし SMILEs を「時  
価総額 1 億€以下の企業」とした場合、Euro-  
next Paris の上場企業の 58% がこれに該当  
することになる<sup>31</sup>。つまり、「Demarigny 報  
告書」において、フランスの規制市場に上場  
している SME に IFRS for SMEs を適用さ  
せることが可能であることを示唆していると  
考えられる。

フランスでは、Euronext Paris 上場企業  
の連結財務諸表に full IFRS を適用している  
が、full IFRS の適用は中小上場企業にとっ  
ては相当な負担であり、また適正に守ること  
が出来なかった場合の罰則も厳しい<sup>32</sup>。そこ

表 2 フランスの会計基準・開示制度

| 規制の有無  | 規制市場           | 非規制市場              | 非規制市場              |
|--------|----------------|--------------------|--------------------|
| 市場名    | Euronext Paris | Alternext          | Marche Libre       |
| 連結財務諸表 | EU 版 IFRS      | EU 版 IFRS or 99-02 | EU 版 IFRS or 99-02 |
| 個別財務諸表 | PCG            | PCG                | PCG                |

・ PCG・・・Plan Comptable General (PCG：フランス個別会計基準)

・ 99-02・・・フランス会計規制委員会規則第 99-02 号 (99-02：フランス連結会  
計基準)

(出所：有限責任監査法人トーマツ、平成 22 年度総合調査研究「会計基準改訂にか  
かる情報開示制度等に関する調査研究」<sup>27</sup> 2011 年 3 月 31 日、より引用、形式は筆  
者作成)

で、中小上場企業に対し IFRS for SMEs を適用させることを検討するとし、適用可能性を検討していると考えられる。

もし、この報告書の提案が通れば、Euro-next Paris 上場 SME に対し、full IFRS 以外の IFRS for SMEs が適用されることとなり、IASB のみならず EU の重大な問題となると予想される。

IASB にとって、このフランスの提案は、意図せざるものであると考えられる。

## V 結論

2000 年 12 月の第 85 回 IASC 理事会において、翌年の新理事会である IASB の検討事項の一つに「SME 向けの会計基準を策定すること」があげられている<sup>33</sup>。

その 1 年後、IASB は「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」、「各国の国内会計基準と国際会計基準を高品質でコンバージェンスさせること」を新定款事項としている<sup>34</sup>。

本稿では、IASB が公開草案時においてクロスレファレンスを記載していたが、大変手厳しい反対意見が多数出されたため、クロスレファレンスを削除せざるをえなくなっていく経緯を追った。そこでは、クロスレファレンスを行なう基準として IFRS for SMEs を策定しようという IASB の強い意向が見られるものであった。

IFRS for SMEs は、しっかりとしたデュエプロセスを踏まえながら、IASB の意向を反映し策定されたものである。各策定段階における IFRS for SMEs の変更点や IASB の意見表明の内容を追跡すれば、将来的な full IFRS への移行を最終目標とし、新興経済国・発展途上国はもちろんのこと、先進国の中規

模企業への適用を視野に入れた基準設定を行なおうとしている IASB の戦略的意向を見ることが出来る。クロスレファレンスにおいても、SME がクロスレファレンスを行えば、将来的に上場した場合スムーズに full IFRS に移行することを IASB が想定していたことがうかがえる。

しかし、IASB がクロスレファレンスにこだわった理由は、それだけであろうか。

さらに重要な理由として、IFRS for SMEs と full IFRS が単一で一組の基準でなければならないということが考えられる。もし、IFRS for SMEs が独立した別個の基準となれば、IASB の定款事項である「高品質で、理解可能、かつ強制力のある単一で一組の国際的な会計基準を開発すること」とつじつまが合わず、IASB 自体が自己矛盾を生じることとなる。そこで、「最小限のクロスレファレンスを行なう stand-alone document」という微妙な英語表現を用いてまでもクロスレファレンスを行なう基準として IFRS for SMEs を策定し、あくまでも full IFRS と IFRS for SMEs を単一で一組の会計基準として策定しようという IASB の意向があったのではないかと考えられる。

矛盾を生じさせないため、IASB は、定款事項を修正するべきか、それとも full IFRS と IFRS for SMEs を単一で一組の会計基準にするべきかという疑問が生じるところである。

full IFRS と IFRS for SMEs の概念フレームワークはほぼ同じであるが、これは、IFRS for SMEs が full IFRS の要約版であることを意味しており<sup>35</sup>、この点において、IFRS for SMEs は単一で一組の国際的な会計基準を開発するという定款に違反していない。概念フレームワークは国際会計基準そのもので

はないが、国際会計基準に規定がない場合、一定の役割を果たすことが規定されており、実質的には国際会計基準の一部として機能し、重要な役割を担っている<sup>36</sup>。実質的に重要な役割を担っている概念フレームワークを同一のものとし、認識・測定原則を簡素化・除外するという方法により策定が始まった以上、定款の修正という措置をとるよりも、両者が単一で一組の基準となるよう IFRS for SMEs を体系立てていく方法をとるほうが、IFRS for SMEs を策定するコストや時間の面からみても、妥当であると考ええる。

フランスが IFRS for SMEs を SMILEs に対し適用させるという案を提案している。この案がフランスの非規制市場 Alternext や Marche Libre 上場 SME に IFRS for SMEs を適用させるというのであれば、フランスの IASB に対する歩み寄りとも取れるが、これは規制市場 Euronext Paris 上場 SME の 58% に適用させる可能性があるという案である。もし IASB がこの案を認めるということになれば、Euronext Paris 上場企業が full IFRS よりも負担の少ない IFRS for SMEs を積極的に使うようになることは充分予想される。この場合、IASB による IFRS for SMEs 適用対象企業の厳格化が重要課題となると考えられる。さらに、この問題は IASB のみならず EU 自体にも深刻な問題となると考えられ、混乱を生じさせる可能性があると考えられる。

IASB は full IFRS を世界に浸透させるため、様々な戦略をとっている。この戦略の一つが IFRS for SMEs であると考えられる。

しかし今回のクロスレファレンスのように戦略的意向が否定され、フランスの提案のように IASB が意図せざる方向へ IFRS for SMEs が向かった場合において、自己矛盾を

生じさせることなく、この IFRS for SMEs をいかに世界各国に適用させるかが IASB の今後の課題であると考えられる。

筆者は今後、さらに IASB の動きを追跡し、full IFRS と IFRS for SMEs が真にシングルセットのスタンダードであるのかどうかを見きわめるべく、両者の各会計処理についても比較検討し、差異があるかどうかを確認したいと考えている。

## 注

- <sup>1</sup> IASB [2009a].
- <sup>2</sup> IASB [2009c].
- <sup>3</sup> ここでの full IFRS の概念フレームワークとは、2010 年改訂前の、1989 年度概念フレームワーク（IFRS for SMEs が公表された 2007 年当時のもの）をさす。
- <sup>4</sup> Bruce Mackenzie, *et. al.*, [2010], p. 2. 河崎照行監訳 [2011], 2 頁。
- <sup>5</sup> IASB [2009d].
- <sup>6</sup> IASB [2009c], *Back ground and Tentative Decisions to Date.*
- <sup>7</sup> *Ibid.*
- <sup>8</sup> IASB [2004a].
- <sup>9</sup> IASB [2004a], pp. 26-29.
- <sup>10</sup> IASB [2004b].
- <sup>11</sup> IASB [2007c].
- <sup>12</sup> IASB [2007f].
- <sup>13</sup> IASB [2007h].
- <sup>14</sup> Bruce Mackenzie, *et. al.*, [2010], *Foreword*, p. 8. 河崎照行監訳 [2011], まえがき, 2 頁。
- <sup>15</sup> FAF [2011c]. 川西安喜 [2011a], 105 頁。
- <sup>16</sup> FAF [2011b]. 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- <sup>17</sup> FAF [2011b], *Executive Summary.* 川西安喜 [2011b], 35 頁。
- <sup>18</sup> SEC [2008].
- <sup>19</sup> 中小企業庁・金融庁 [2011].
- <sup>20</sup> 中小企業庁 [2010a], 22 頁。
- <sup>21</sup> 中小企業庁 [2011a], 22 頁。
- <sup>22</sup> EFRAG [2009], *Advice on compatibility of the IFRS for SMEs and the EU Accounting Directives.* 河崎照行 [2010], 743 頁。
- <sup>23</sup> EU [2010], p. 3.
- <sup>24</sup> *Ibid.*, p. 7.
- <sup>25</sup> ASB [2009], pp. 6-7. 河崎照行 [2011a], 139 頁。
- <sup>26</sup> 沖野光二 [2012], 76-77 頁。ICAEW [2012].

- <sup>27</sup> 有限責任監査法人トーマツ [2011], 50–63 頁。  
<sup>28</sup> EC [2010b], p. 5.  
<sup>29</sup> EC [2010b], p. 6.  
<sup>30</sup> Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi, France [2010], p. 19. 国際会計研究学会 [2011], 156 頁。  
<sup>31</sup> Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi, France [2010], p. 21. ここでは, Euronext Paris の他にも EU 各国の市場をとりあげ, それぞれの市場において上場している企業総数のうち, SMILEs が占める割合をグラフにて示している。  
<sup>32</sup> 国際会計研究学会 [2011], 156 頁。  
<sup>33</sup> IASC [2000], *Standards for Small Enterprises*.  
<sup>34</sup> IASB [2010b], *Name and Objectives*.  
<sup>35</sup> 河崎照行 [2010], 741 頁。  
<sup>36</sup> 山田辰己 [2012], 513 頁。

## 参考文献

- ASB (Accounting Standards Board) [2008], *Financial Reporting Standard for Smaller Entities*.
- ASB [2009], *Policy Proposal: The Future of UK GAAP*.
- Bruce Mackenzie, Allan Lombard, Danie Coetsee, Tapiwa Njikizana, Raymond Chamboko, and Edwin Selbst [2010], *Applying IFRS for SMEs*, Wiley. (河崎照行監訳 [2011], 『シンプル IFRS』, 中央経済社。)
- EC (European Commission) [2009], *Consultation Paper, Consultation on The International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities*.
- EC [2010a], *Questionnaire, Consultation on The International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities*.
- EC [2010b], *Summary Report of The Responses Received to The Commission's Consultation on The International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities, Directorate-General for The Internal Market and Services*.
- EFRAG (European Financial Reporting Advisory Group) [2009], *Compatibility Analysis: IFRS for SMEs and the EU Accounting Directives*.
- EU (European Union) [2010], *Summary Report of The Responses Received to The Commission's Consultation on The International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities*.
- FAF (Financial Accounting Foundation) [2011a], *Blue-Ribbon Panel on Standard Setting for Private Companies*.
- FAF [2011b], *Board of Trustees, Plan to Establish the Private Company Standards Improvement Council*.
- FAF [2011c], *For Immediate Release, Blue-Ribbon Panel Addressing Standards for Private Companies Submits Report of Recommendations to Financial Accounting Foundation*.
- FASB (Financial Accounting Standards Board) [2011], *Not-for-Profit Advisory Committee Recommends Improvements to Financial Reporting*.
- IASB (International Accounting Standards Board) [2004a], *Discussion Paper, Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*.
- IASB [2004b], *Comment Letter Index-Discussion Paper Preliminary Views on Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities*.
- IASB [2005a], *Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities (Agenda Paper 11)*.
- IASB [2005b], *Staff Questionnaire on Possible Recognition and Measurement Modifications for Small and Medium-sized Entities (SMEs)*.
- IASB [2007a], *A Staff Overview*.
- IASB [2007b], *Basis for Conclusions on Exposure Draft IFRS for SMEs*.
- IASB [2007c], *Comment Letters*.
- IASB [2007d], *Draft Implementation Guidance IFRS for SMEs*.
- IASB [2007e], *Exposure Draft of A Proposed IFRS for SMEs*.
- IASB [2007f], *Field Test of SME Exposure Draft*.
- IASB [2007g], *IFRS for SMEs Field tests during the exposure period*.
- IASB [2007h], *Press Release, IASB launches field tests of SME exposure draft*.
- IASB [2007i], *Press Release, IASB publishes draft IFRS for SMEs*.
- IASB [2008], *Overview of Key Issues Raised in Comment Letters and Project Plan*.
- IASB [2009a], *Full Project Summary*.
- IASB [2009b], *IFRS for SMEs*.
- IASB [2009c], *IFRS for SMEs Fact Sheet*.

- ・IASB [2009d], *Press Release, IASB publishes IFRS for SMEs.*
- ・IASB [2009e], *Questionnaire Consultation on The International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities.*
- ・IASB [2010a], *A Guide to the IFRS for SMEs.*
- ・IASB [2010b], *Constitution.*
- ・IASC (International Accounting Standards Committee) [2000], *Statement by The Board of The International Accounting Standards Committee.*
- ・ICAEW (Institute of Chartered Accountants in England and Wales) [2012], *The Future of UK GAAP.*
- ・Ministère de l'économie, de l'industrie et de l'emploi, France [2010], *Fabrice DEMARIGNY, Un « Small Business Act » du droit boursier européen Mettre en place un environnement financier et réglementaire adapté aux petits et moyens émetteurs cotés en Europe (« SMILEs »), Rapport établi par Fabrice DEMARIGNY, Mars 2010.*
- ・SEC (Securities and Exchange Commission) [2008], *Smaller Reporting Company Regulatory Relief and Simplification Agency.*
- ・中小企業庁 [2010a] 中小企業庁事業環境部財務課「中小企業会計に係る論点について」。
- ・中小企業庁 [2010b] 中小企業庁事業環境部財務課「諸外国における会計制度の概要」。
- ・中小企業庁 [2011]「中小企業の会計に関する検討会第1回検討会議事要旨」。
- ・中小企業庁・金融庁 [2011]「『中小企業の会計に関する検討会』の設置について」。
- ・平賀正剛稿 [2008]「中小企業のためのIFRS公開草案に関する一考察」『経営学研究』愛知学院大学, 第17巻第4号, 43-72頁。
- ・平賀正剛稿 [2009]「中小企業のためのIFRSに関する一考察(2) 一発展途上国からのコメントレターを中心に」『経営管理研究紀要』愛知学院大学, 第16号, 41-51頁。
- ・平松一夫編著 [2007]『国際財務報告論』中央経済社。
- ・平松一夫監修 [2011]『IFRS 国際会計基準の基礎』中央経済社。
- ・平野光利・西川登稿 [2008]「『中小企業の会計に関する指針』の意義と課題」『商経論叢』神奈川大学経済学会, 第43巻第3・4号合併号, 1-34頁。
- ・石井和敏・中根正文稿 [2007]「IASBからの公開草案-IFRS for SME (中小企業向け国際財務報告基準)の概要」『季刊 会計基準』第17号, 228-237頁。
- ・石井和敏・小見山満稿 [2009]「IASB-IFRS for SMEs (中小企業向け国際財務報告基準)の概要」『会計・監査ジャーナル』第21巻第11号, 41-47頁。
- ・川西安喜稿 [2011a]「非公開事業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』第23巻第4号, 105-110頁。
- ・川西安喜稿 [2011b]「コメント募集『非公開企業会計基準改善会議を設置する計画』」『会計・監査ジャーナル』第23巻第12号, 35-40頁。
- ・河崎照行稿 [2008]「『中小会社会計指針』の制度的意義と課題」『甲南会計研究』甲南大学, 第2巻, 87-95頁。
- ・河崎照行稿 [2009]「IFRSと中小企業の会計」『税経通信』第64巻第14号, 41-47頁
- ・河崎照行稿 [2010]「『中小企業版IFRS』の特質と導入の現状」『會計』第178巻第6号, 737-748頁。
- ・河崎照行稿 [2011a]「英国の会計制度改革と『中小企業版IFRS』」『会計・監査ジャーナル』第23巻第4号, 137-142頁。
- ・河崎照行稿 [2011b]「『中小企業版IFRS』の概念フレームワークの特質」『甲南会計研究』甲南大学, 第5巻, 1-11頁。
- ・河崎照行稿 [2012a]「日本における中小企業会計の現状と課題」『甲南会計研究』第6巻, 1-10頁。
- ・河崎照行稿 [2012b]「『中小会社要領』の全体像と課題」『企業会計』第64巻第10号, 25-31頁。
- ・河崎照行稿 [2012c]「『中小企業の会計』の制度的定着化」『會計』第182巻第5号, 599-611頁。
- ・河崎照行・万代勝信編著 [2012]『中小会社の会計要領』中央経済社。
- ・国際会計研究学会 [2011] 研究グループ報告書「各国の中小企業版IFRSの導入実態と課題」。
- ・西川登稿 [2003]「非公開中小企業のための会計基準のあり方-中小企業・日税連・会計士協会の考え方の比較検討-」『商経論叢』神奈川大学経済学会, 第39巻第2号, 41-62頁。
- ・西川登稿 [2005]「『中小企業の会計』の統合化と会計指針の権威」『商経論叢』神奈川大学経済学会, 第40巻第4号, 51-63頁。
- ・沖野光二稿 [2012]「英国財務報告制度の将来像の新たな展開-英国ASB財務報告公開草案(草案FRS100, 101and102)を手掛かりとして-」『国際会計研究学会 年報2011年度』第2号, 75-91頁。
- ・小津稚加子稿 [2009]「SME版IFRSの開発過程

ー公開草案（ED）構造化はどのようになされたのかー」『経済学研究』九州大学経済学会，第75巻第5・6合併号，65-78頁。

- ・武田隆二編 [2003] 『中小会社の会計』中央経済社。
- ・武田隆二編 [2006a] 『新会社法と中小会社会計』中央経済社。
- ・武田隆二編 [2006b] 『中小会社の会計指針』中央経済社。
- ・TKC 全国会 [2012] 『『中小企業の会計に関する基本要領』取りまとめの背景と意義』2012年6月号別冊，1-31頁。

- ・有限責任監査法人トーマツ [2011]，「平成22年度総合調査研究 会計基準改訂にかかる情報開示制度等に関する調査研究」。
- ・山田辰己稿 [2012] 「IASBの概念フレームワーク」『會計』第181巻第3号，509-520頁。
- ・山下壽文稿 [2012] 「わが国の中小企業会計基準の展開」『佐賀大学経済論集』第45巻第4号，49-72頁。
- ・山下壽文著 [2012] 『要説 新中小企業会計基本要領』同友館。

(2012年11月5日審査受付  
2013年3月15日掲載決定)